

令和
7年度の

最低賃金の大幅な**引上げ**に伴い

賃金を**引き上げた事業者**の

皆様を**支援**します!!

申請期間

令和8年

2月20日金～令和9年1月29日金

締切延長!

令和9年

1/29金が

申請期限です

上限額も

大幅UP

しました!



地域別最低賃金の引上げへの対応として、
急激な賃上げに苦慮する事業者の皆様の負担を軽減し、
賃金アップを後押しするための支援金です。

支援金額

1時間あたりの賃金の引上げ額に応じて、従業員1人あたり以下の金額を支給します。
〈支給上限〉1事業者 1,500万円

引上げ額	正規雇用労働者	非正規雇用労働者
77円以上の引上げ	5万円	3万円
64円以上77円未満の引上げ	4万円	2万円

支給対象となる事業者

山形県内に事業所を有し、以下の要件を満たす
中小企業・個人事業主が対象です。

- 雇用実態** 山形県内の事業所で従業員(常時使用)を1人以上雇用していること。
- 納税状況** 山形県税に未納がないこと。
- 税制併用** 直近の決算で「賃上げ促進税制」を適用していないこと。
- その他** 過去5年間に重大な法令違反や、不正受給の経歴がないこと。



詳細は
こちらから



※この事業は国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用しています。

